

米沢ブランド戦略会議設置要綱 (設置)

第1条 本市の地域イメージの向上を図るとともに、產品、サービス等に付加価値を持たせ、もって本市のブランド力を高めるため、米沢ブランド戦略会議（以下「戦略会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 戦略会議は、次に掲げる事項について検討を行い、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 本市の地域イメージの向上に関すること。
- (2) 本市の產品、サービス等の付加価値の創出に関すること。
- (3) その他米沢ブランド戦略の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 戦略会議は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 商業、工業、観光業、農業等に関し知見を有する者
- (2) 本市に居住、通勤又は通学している者
- (3) その他市長が適当と認めた者

(委員の任期)

第4条 戦略会議の委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 戦略会議に会長1名及び副会長2名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、戦略会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 戦略会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 戰略会議の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 戰略会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者等の出席等)

第7条 戰略會議は、必要があると認めるときは、関係者若しくは知識経験を有する者に會議への出席を求め、又はこれらの者から意見若しくは説明を聴取し、若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、戰略會議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

(一部改正)

3 この要綱は、平成31年4月1日一部改正し、同日から施行する。